

# 張次立による『説文解字繫傳』の校訂について

——十卷本『説文解字篆韻譜』を手掛かりに——

糸原敏章

## 1. はじめに

南唐の徐鍇<sup>1)</sup>の著作である『説文解字繫傳』<sup>2)</sup>は、北宋期に張次立<sup>3)</sup>によって全面的に校訂されたため、原本のままのものは早くから失われた。現在の『小徐本』にみられる、新附字<sup>4)</sup>の竄入や、「通釋」と「部敍」では部首順が異なるなどの錯綜は、この校訂時によるものだと考えられている<sup>5)</sup>。そのため、張次立による改定前の、徐鍇による原本の姿を復元しようとする試みが古くから行われてきた。とりわけ、『古今韻會舉要』<sup>6)</sup>に引く『小徐本』の説解部分は、現行の『小徐本』とは異なる文言が存在する。よって、『韻會』が参照していた『小徐本』は、張次立の校訂を経なかった版本であると考えられ、これを利用した校勘が行われてきた<sup>7)</sup>。しかし、『韻會』の引く『小徐本』は主に説解部分であり、徐鍇の傳の部分についてはそれほど復元の材料にはならない。また、『韻會』の本文自体は楷書で作ることから、『小徐本』原本の親字の小篆の字形については、どの程度の校訂が行われたのか、これまで全く手掛かりがなかった。

一方、『小徐本』のほかに、現存する徐鍇の著作に『説文解字篆韻譜』<sup>8)</sup>がある。この『篆韻譜』には、『五卷本』と『十卷本』の、系統の違う二種が存在するが<sup>9)</sup>、『十卷本』が徐鍇の原本の姿をほぼ保っているという説が有力である(第2章)。本稿はこの研究成果を手掛かりとして、『十卷本』と『小徐本』の親字を比較し、張次立がどの程度親字を校訂したのか、明らかにしようとするものである(第3章、第4章)。また、その校訂意図についても私見を述べた(第5章)。

(2)

## 2. 『篆韻譜』をめぐる先行研究

本稿の出発点となるのは、『十卷本』が徐鍇の原本の姿に近いという事実であるが、これには異説が存在する。そこで、この章では、『十卷本』をほぼ徐鍇の原本であるとする事の妥当性を検証する。

### 2. 1 『篆韻譜』の基本的性格

『篆韻譜』は徐鉉が弟徐鍇に命じて、『説文』所収の九千字余りを切韻系韻書の順に並べ替えた書物である。五百四十部からなる『説文』は、その部首内での検索も容易ではなく、甚だ引きにくいものであった(福田1979:196)。そこで、より検索の便を図るために、韻書の順に組み替えるということが行われたのである。当時の士大夫は、詩作における平仄・押韻の確認のために韻書を引くことが多かったため、相当引きやすくなったことが想定される。ここで留意すべきなのは、『篆韻譜』は『説文』の全面的な索引がわりにはならないということである。多くの先行研究では、『篆韻譜』は、もともとは単なる『説文』の索引であると述べている(大島1997:92, 小川1981b:3など)。しかし、『篆韻譜』によって字を調べても、そこには『説文』のどの部首に属しているかは記されていない。そのため、『篆韻譜』から『説文』を引くことはできないのである。また、説解もほとんど改削され、反切だけしか書かれていないものも少なくない。つまり、『篆韻譜』によって調べることができるのは、ある字が『説文』ではどのような小篆で書かれているかについてののみであり、『説文』自体についての索引機能は備えていない。この点から考えると、『篆韻譜』は『説文』の索引というよりも、むしろ、『説文』の小篆のみを知りたいときに効率よく参照することが可能な、それ自体で独立した書物であると考えたほうが、その性格をより適切にとらえているといえよう<sup>10)</sup>。

以上の点をふまえて考えると、『篆韻譜』はその成立当初から、小篆の字形を知るためのだけの用途に限定されていたといえる。徐鍇はその著作にあ

たって、慎重に書写したはずである。よって、同じ著者の手になる『篆韻譜』と『小徐本』とは、その小篆は当然、すべて同じに作られた可能性が極めて高いのである。

## 2. 2 『篆韻譜』研究の軌跡

前節で述べたことから、『小徐本』原本の小篆を復元する上で、『篆韻譜』が有力な手掛かりになると考えられる。ところで、『篆韻譜』には徐鉉の手による前序と後序とが存在する<sup>11)</sup>。そのうち後序には、「最初、『篆韻譜』が完成した後、広く余本を求め、つとめて読み比べたところ、削除や訂正するところが多かった。今また、『説文』を校定せよとの命を受け、他の学者とさらに詳しく検討し、異同を明らかにした。さらに、李舟が著した『切韻』を参照したが、補足を加えるのにとっても有益であった<sup>12)</sup>とある。ここから、徐鉉が徐鍇の死後、李舟『切韻』<sup>13)</sup>を用いて、弟の原本を増訂したことが窺える。しかし、後序は現在、『五卷本』と『十卷本』のいずれにも附されていないことから、どちらが徐鍇の原本で、どちらが徐鉉の増訂本であるかは不明である<sup>14)</sup>。このため、李舟『切韻』の内容を探るために、二種の『篆韻譜』をめぐる研究が積み重ねられてきた。

『篆韻譜』研究は馮桂芬と王国維によって始められた。彼らは、『十卷本』が徐鍇の初稿であり、『五卷本』が徐鉉による李舟『切韻』を用いた増訂本であると推定し、『五卷本』の韻の順が『大宋重修廣韻』<sup>15)</sup>とほぼ一致することから、『廣韻』のような韻の順と四声相配は李舟『切韻』から始まったものとする<sup>16)</sup>。この説が長く定説となってきたが、その後、小川 1980、1983 によって有力な異説が唱えられた。小川氏は、『十卷本』に徐鉉の新修十九字<sup>17)</sup>のうち十三字がみえること、『十卷本』所収の字の中には、『大徐本』と反切が一致するものがあることから、『十卷本』は徐鍇の原本を徐鉉が増訂したものと考えた。また、『五卷本』で増補された字の反切が『廣韻』と一致すること、増加字のうちで、『説文』に収録されていないものは、すべて『廣韻』所収の字であることから、『五卷本』はそれを後の人が『廣韻』

(4)

を用いて改訂し、よりいっそうの検索の便を図ったものだとする。よって、『五卷本』の韻目が『広韻』と一致することは当然となる。この説によれば、『十卷本』が徐鉉の増訂本であることから、前述した後序は『十卷本』に附されていたこととなり、『十卷本』と李舟『切韻』の韻が一致することになる。よって、四声相配が李舟『切韻』から始まったとし、その音韻学的価値を積極的に認める王国維の主張は、この小川説によって退けられる結果となった。小川説が発表された当時は、学界に与えた影響も大きく、頼 1983 などはその主張に全面的に従っている。

しかし、その後、工藤（吉田）早恵氏が『篆韻譜』について全面的な研究を行い、基本的には馮・王説に従い、小川説を退ける結論を提示した（1990）。工藤氏は二種の『篆韻譜』の字形、義注、反切などを多角的に比較検討した結果、『十卷本』が『小徐本』と、『五卷本』が『大徐本』と一致することが多いことを確認し、また、『五卷本』における増訂では、『大徐本』と『小徐本』の異なっている点が、『大徐本』に一致するように網羅的に増補改訂されていることから、大徐的な要素は『五卷本』を作ったときに取り込まれているとする。ここから、『十卷本』は徐鉉の原本にかなり近い形を保っており、『五卷本』は『大徐本』と李舟『切韻』を用いた、徐鉉の増訂本であると結論づけた。

このように、『篆韻譜』には小川説と工藤（馮・王）説との二説があり、このうち前者の説によるならば、『十卷本』は徐鉉の原本ではなく、『小徐本』の復元の手掛かりとはならない。したがって、本論を進めるにあたっては、まず『十卷本』が徐鉉の原本であること、すなわち後者の説がより説得力があることを認めた上でなければならないのであるが、実際、両説を検討してみると、小川説にはいくつかの問題点があることに気付く。

### 2. 3 小川説の問題点

小川説の根拠のうち、そのほとんどは工藤氏によって反証されている。ただし、小川説の有力な根拠である、『十卷本』における新修十九字のうちの

十三字の存在については、工藤氏は、徐鉉の『説文』校訂の初期段階の成果であり、当時まだ十三字の発見に止まっていたとも考えられる（1990：61）と述べるに止まっている。確かに、『十卷本』が徐鍇の原本であれば、新修十三字の存在は不可解に感じられるかもしれない。しかし、徐鍇に『篆韻譜』の編纂を命じたのは他ならぬ徐鉉であって<sup>18)</sup>、徐鍇にこの十三字を収録するよう指示することも可能であったはずである。2.1で述べたように、『篆韻譜』は『説文』からは独立した性格を濃厚に持った書物である。よって、徐鍇としても、『説文』の傳である『小徐本』を著するときとは違って、『説文』未所収の字であっても、『篆韻譜』に収録することには、それほど抵抗はなかったのではないだろうか。このことを考えれば、新修十三字が存在していようとも、『十卷本』が徐鍇の原本、あるいはそれに近い書物であるということは可能であろう。仮に、以上のような議論を認めず、徐鍇は厳密に『説文』所収の文字のみを用いて『十卷本』を作ったのだと考えても、十三字の存在を徐鉉による『説文』校訂の初期成果とする工藤氏の推論は、それほど牽強なものではないと思われる。それよりも、以下の小川氏の議論の方が、論として問題があるのではないだろうか。

まず、小川氏は、『説文』の新附字のうち、いくつかの文字が『五卷本』に漏れていることについて、徐鉉が『説文』の校訂を終えたのが雍熙三（986）年であり、『篆韻譜』の増訂はその一年後である<sup>19)</sup>ことから、徐鉉が漏らした可能性は極めて低いことを指摘している。このことを根拠に、新附字の脱漏は、後に『五卷本』を編集した人が、『説文』にはあまり通じていなかったために起こったものだろうと主張している（1983：18）。それならば、『十卷本』に新修十九字のうち十三字しか収めていないことは、どのように説明するのであろうか。前述したように、小川説では後序は『十卷本』に附されていたことになる。小川氏のこの論法を同様に用いれば、『説文』の校定を終えて間もない徐鉉が、『篆韻譜』を増訂、すなわち『十卷本』を編集する際に新修十九字を漏らすはずがない。よって、新修十九字のうち六字を欠く『十卷本』は、徐鉉の増訂本ではありえないことになる。この小川

(6)

説の論理矛盾は、議論として厳密性に欠けているのではないだろうか。

また、徐鉉の新附字については、小川氏自身、『十卷本』のうち少なくとも平声四卷（巻一～巻四）には一字も存在していないことを指摘している（1983・17頁）。この調査結果は工藤2002によっても確かめられており（122頁）、『十卷本』には『大徐本』の要素は見られないことが判明している。しかし、小川氏はこのことを認めた上で、新修十三字の存在などから、『十卷本』が徐鉉の原本そのままと考えるのは妥当ではないと主張している。確かに原本のままではない可能性は否定できない。しかし、そこから『十卷本』が徐鉉の増訂本であると結論づけるのは、やや強引に過ぎると思われる。また、仮に『十卷本』が増訂本であったとしても、なぜ新修字のみを増補し、新附字を増補しなかったのか疑問が残る。小川説では、このことについて明確な説明がなされていない。

さらに、『五卷本』が『広韻』に基づいて改訂されたという主張については、工藤氏が反切の考察を通じて、その可能性を否定しているが（1990：60）、仮に『五卷本』における『広韻』の利用を認めたとしても、必ずしも『五卷本』が『広韻』に基づき韻目を立てて編纂されたことの確証にはならない。というのも、そもそも現行の『五卷本』が原本そのままの姿である保証はないからである。（『広韻』とは韻目の異なる）『五卷本』原本成立後に、さらに後代の人物がより検索の便を図るため『広韻』を用いて改訂したと考えても何等矛盾はない。小川氏は『五卷本』成立時に『広韻』が用いられたと主張されているが、『五卷本』成立後に『広韻』が用いられて改訂されても、同様に現行の『五卷本』が成立することになるのである。よって、徐鉉の死去（993年）が『広韻』の成立（1007年）よりも早いことから、『五卷本』は後の人が『十卷本』を増訂して成立したという小川氏の主張（1983：18）は、それだけでは根拠にならない<sup>20)</sup>。

このように、小川氏の説には、矛盾していると思われる論証や疑問点があり、その妥当性を疑わざるを得ない。また、工藤氏は当初、小川説の立場をとって『篆韻譜』の研究を始められたが、結局小川説に反する研究結果と

なった<sup>21)</sup>。この工藤氏の研究経過は、小川説と『篆韻譜』の実態とが一致しないことを何よりも示しているといえよう。よって、『十卷本』は徐鉉の増訂本であるとする小川説よりも、徐鍇の原本の姿にほぼ近いものであるとする工藤説の方がその妥当性において勝っていると考えられる。遠藤 2001 においても、工藤氏の『篆韻譜』研究の論証は詳密であり、「その説は大筋として認められるもの」(58 頁)としており、工藤説の優位性はもはや疑いのない事実となっている。本稿では以下、この工藤説に全面的に従って、『十卷本』を徐鍇の原本に極めて近いものと考え、親字の字形は原本の姿を忠実に留めているものとして考察していく。

### 3. 『小徐本』と『十卷本』との比較方法

前章で述べたことにより、『小徐本』の親字がどの程度校訂されているかは、『十卷本』との比較によって明らかにすることができるはずである。本章では、『小徐本』と『十卷本』の親字の比較を行い、張次立の校訂内容を探っていく。

#### 3. 1 版本について

今回の調査は文字の比較であるから、どの版本を底本として用いるかによって、得られる結果に大きな相違が生じる虞がある。一般に、後代になって刊行された版本ほど手入れが行き届いている。そのため、説解などを参照するには適当であるが、字形は整えられ過ぎている可能性がある。逆に、宋本などの古い版本ほど、字形は原型を留めていると考えられる。ただし、伝承期間が長いため、後人の加筆や誤写なども含まれている可能性が高い。このように、注と字形とでは、善本は必ずしも一致しないので、慎重に取り扱う必要がある。したがって、この節では版本について検討し、字形比較において最も善本と思われる版本を選択する<sup>22)</sup>。

『大徐本』の代表的な版本は平津館本(孫本)であるが、他にも朱筠本(四部備要本)など多くの版本が存在する。それらの版本の底本となったの

(8)

が清初の汲古閣本（毛本）である。ここではこの汲古閣本を底本として用い、平津館本、及び宋本である続古逸叢書本を適宜参校した。なお、四部叢刊所収の影印本は宋本といわれているが、加筆が多いことからここでは採用しなかった。

『小徐本』の版本には、乾隆四十七（1782）年の汪啓淑本、汪本を再刻した龍威秘書本があり、この両書を校訂した道光十九（1839）年の祁寓藻本が通常、最も善本とされている。ただし、字形は整えられ過ぎており、今回の調査では参校本とするに止めた。底本としては、影宋鈔本を基本とした四部叢刊本を用いた。四部叢刊本は段玉裁が「繫傳舊本」<sup>23)</sup> という系統のものであると思われ、宋代の原型を比較的よく留めていると考えられる。この版本は烏程張氏本（巻一から巻二十九まで）に古里瞿氏本（巻三十から巻四十まで）を継ぎ足した不完本ではあるが、字形比較は烏程張氏本の範囲のみで行えるため不都合は生じない。なお、『十卷本』については、馮氏刻本しか現存しないため、手写本ではあるがこれを用いざるを得ない。同治甲子嘉平月吳縣馮桂芬縮摹篆文上版を底本とした。



今回は、以上の版本を用いて調査を行った。






### 3. 2 考察範囲と判定基準

今回の考察範囲は『説文』で立てる五百四十の部首字うち、早くから散逸した『小徐本』巻二十五<sup>24)</sup> に所収されている十二字、及び忌避字である「玄」<sup>25)</sup> を除く五百二十七字とする。高久由美氏は、宋代においては、『説文』によって規定された字形が、会意文字や形成文字を構成する際の要素として機能し、また、説解に忠実な字形の小篆が広く採用されていると考察されている（1999：136）<sup>26)</sup>。よって、部首字の考察のみでも、ある程度『小徐本』全般の傾向をつかむことができると考えられる。また、字形の相違を判断する基準は、伝承の期間の長さ、特に『十卷本』は長く手写本として伝わってきたことを考慮して、多少の相違は原則として同一と見なした。例えば、『十卷本』で「重」は上平鍾部（巻一）と上声腫部（巻五）に記載があ



るが、両者の字形はやや異なっている（【表1】を参照）。この程度の違いは、当時では同一の字形と見なされたのではないだろうか。この点をふまえて、原則として部首字のみを比較するが、部首所属字の圧倒的多数が部首字と異なる字形に作る場合、及び部首字だけでは判断が難しい場合には部首所属字を参考にして判断した。例えば、『小徐本』で「鬲」（巻六）は、部首字と所属する字とでは上部の作り方が異なる（【表2】を参照、表の一番左が部首字）。この場合、「鬲」の部首所属字は、表に示した文字の他にも全て同様に作っていることをふまえ、同形の『十卷本』（巻十・入声錫部）と相違する例とは考えなかった。また、「力」は、部首字を比較すると、字の下部では、『十卷本』と『小徐本』、『大徐本』とでは曲がり具合が異なっているが、上部では、『小徐本』は他の二書ほど屈曲していない。ここで、「力」に所属す

【表1】「重」	
上平鍾部	上声腫部
	

【表2】『小徐本』「鬲」の比較				十卷本
				

	【表3】 「力」の比較						
	十卷本	小徐本	大徐本		十卷本	小徐本	大徐本
力	 入声職	 卷26	 13下	助	 去声御	 卷26	 13下
勁	 去声勁	 卷26	 13下	勅	 去声代	 卷26	 13下
功	 上平東	 卷26	 13下	勅	 下平庚	 卷26	 13下

(10)

る他の字で比較してみると（前頁【表3】を参照）、「勅」のような例外はあるが、『十卷本』の下部の作り方が、より明確に見て取れよう。これに対し、『十卷本』の上部の屈曲は、部首字ほど強調されておらず、『小徐本』とほぼ同じようなものも存在する。よって、「力」は『小徐本』と『大徐本』とが一致し、『十卷本』が異なる例として処理した。ただし、「大」と「夭」のように、小篆において、直折が違うだけで別字になるものなどは、厳密に比較することはいうまでもない。

#### 4. 張次立による小篆の校訂

以上の基準に基づき、五百二十七字を比較したところ、【表4】のような結果となった。ここでは、得られた結果を大きく五つのタイプに分けて分析し、張次立の校訂内容を探っていく。

【表4】	『十卷本』と『小徐本』との親字比較			
両者一致、かつ 『大徐本』と	① 一致	481	487 (92.4%)	合計 527 (100.0%)
	② 不一致	6		
両者不一致、 かつ 『大徐本』と	③ 『小徐本』一致	23	40 (7.6%)	
	④ 『十卷本』一致	11		
	⑤ 両者不一致	6		

##### 4. 1 調査結果

【表4】より、『十卷本』と『小徐本』とでは、親字の字形の異なるもの（③から⑤）が一割弱ほど存在する。工藤1990によると、『説文二徐箋異』<sup>27)</sup>によれば、小篆及び重文の字形について、両者で相違する文字が十三例あるとのことである（53頁）<sup>28)</sup>。しかし、九千字を超える『説文』の、古文や籀文をも含めた全体のうちの相違数であって、その数は極めて少ないといえるであろう。これに比べれば、部首字だけで一割弱も相違する『十卷本』と『小徐本』との差は、決して小さくはないと認識しなければならない。こ

のうち、③に示すように、『小徐本』と『大徐本』とが一致する例が一番多くなっている。ここから、張次立は『小徐本』を校訂するにあたって、『大徐本』を用いて字形の比較を行い、字形の違うものについては、『大徐本』に従って改めたと推測することができる。しかし、④に該当する字も少なくはないため、以下【表6】(次頁)に典型例を提示し、以上の推論を検証していきたい。なお、紙幅の都合により十分な例を提示できないため、全部首字の分類結果は【表5】に掲載したので参照されたい。

【表5】	分類結果(下記部首字以外は全て①)
②	欠歛次龜𪔐亥
③	莘業殺用筋豐富毛𪔐穴舟𪔐長而能飛民畱男力荔六卯 <sup>29)</sup>
④	鼻刃、瓠卯 <sup>30)</sup> 豕象麋鹿麤𪔐
⑤	爨畫冥𪔐老𪔐

#### 4. 2【表4】②について

【表6】(1)は、【表4】②の具体例であり、張次立が『小徐本』の校訂に際し、原本の字形を改めなかったものと考えられる。このグループ6字中、「欠」を構成要素に持つ「歛」、「次」は「欠」を構成要素に持つことに拠っており、従って実質は3字ほどとなる。「欠」の『十卷本』および『小徐本』の字形は、『小徐本』祛妄(卷三十六)では、李陽冰<sup>31)</sup>が改めたものだとしている。ここで留意すべきなのは、既に先行研究で指摘されているように、注釈の書である『小徐本』は、注の中に自らの見解を述べられる。この点、校定の書である『大徐本』とはその性格が異なっているということである(坂内1994:161)。二徐の依拠した『説文』は李陽冰改訂本であったと推測されており(頼1983:18~19)、おそらくは「𪔐」のように作っていたと考えられる。徐鍇は親字には手を付けず、「祛妄」で自らの考えを述べ、徐鉉は徐鍇の主張をふまえて、『説文』校定時に「欠」の字形を改めたのではないだろうか<sup>32)</sup>。張次立が『小徐本』の字形を『大徐本』の字形に改めな

【表6】		『十卷本』『小徐本』『大徐本』比較の典型的事例					
	十卷本	小徐本	大徐本		十卷本	小徐本	大徐本
(1) 欠	 去声陷	 卷16	 8下	(7) 卯	 下平庚	 卷17	 9上
(2) 富	 入声職	 卷10	 5下	(8) 刃	 去声震	 卷8	 4下
(3) 六	 入声屋	 卷28	 14下	(9) 象	 上声養	 卷18	 9下
(4) 舟	 下平尤	 卷16	 8下	(10) 鹿	 入声屋	 卷19	 10上
(5) 而	 上平之	 卷18	 9下	(11) 麤	 去声換	 卷6	 3上
(6) 飛	 上平微	 卷22	 11下	(12) 𪚩	 去声宥	 卷28	 14下

かったのは、あるいは李陽冰の改定した字形を保存したかったのかもしれない。もっとも、このグループに含まれる文字は数が少なく、例外的ということができよう。なお、前述のように、『箋異』では二徐間で相違する文字が十三例あるというが、今回の調査結果では、『小徐本』と『大徐本』とで字形の異なるものは【表4】の②、④および⑤であり、『箋異』の指摘とは異なっている。これは、『箋異』が底本を平津館本と祁寓藻本に置いているためである<sup>33)</sup>。実際、②、④および⑤に含まれる文字は、祁寓藻本では二徐はほぼ一致する。これは張次立よりもさらに後の人が改めたか、あるいは

は四部叢刊本が誤写であったためと考えられる<sup>34)</sup>。

#### 4. 3 【表4】③について

【表6】(2) から (6) までは、【表4】③の具体例である。(2) は、冠の部分が、『十卷本』では「一」に、二徐では「一」に作っている。(3) は「一」の曲直が異なっている。(4) の「舟」は内部が異なる作り方をしている。(5)、(6) の違いは、(2) や (3) ほどには大きくないが、やはり『十卷本』と二徐との間に相違が見られる。(5) の『十卷本』の字形は、縦画が「冂」を貫いている。(6)、「飛」の下部に注目すると、二徐は縦画を中心に線対称を成しており、この箇所は『十卷本』と異なっている。前節で判定基準例に掲げた「力」、および「力」を構成要素とする「劦」や「筋」もこのグループに含まれる。なお、『十卷本』は「冂」(巻六、上声顛部)を「冂」と作るが、「冂」は別に存在するため(巻八、去声号部)、両字の混同による誤写と判断し、統計には含めていない。

#### 4. 4 【表4】④について

【表6】(7) から (10) までは、【表4】④の具体例である。今回の調査では、『十卷本』が他の二書と相違するほどには例は多くないものの、このように『小徐本』のみが異なる例も散見された。ただし、(7) の「卯」は、続古逸叢書本では『小徐本』と同様に作り、むしろ③の例と考えてよい。(8) は「メ」の部分、(9) は「く」の位置、(10) は「广」の部分が異なっているが、いずれも③の(5) や (6) 程度の相違であり、(2) や (3) のような大きな差異は見られなかった。また、(9) と同様の構成要素を持つ「豕」、(10) と同様の構成要素を持つ「廌」、「麤」もこのグループに含まれており、統計上の数値に比べて、実質的には相違する種類は少なかった。前述したように、④に含まれる字は全て祁寓藻本では他の二書と一致する。これは、張次立が校訂したものを、後人がさらに改訂したものとも考えられるが、同じ宋本の続古逸叢書本も、「卯」以外は『十卷本』、『大徐本』底本と同様に

(14)

作っており、四部叢刊本の字形の来歴は不明である。差異が小さいことも考え合わせると、あるいは、④に該当する文字は『小徐本』の誤写ではないだろうかと思われる。なお、『小徐本』では「气」（巻一）を「氣」と作るが、「氣」は別に巻十三、米部に記載されており、両字を混同した誤写と考えられるため、統計には含めなかった。

#### 4. 5 【表4】⑤について

【表6】(11), (12) は【表4】⑤の具体例である。このうち(12)は、よくみると『小徐本』の字形は『十卷本』とは上部で一致しているものの、縦画は『大徐本』と同じく「口」の部分まで引かれている。『十卷本』と『大徐本』との中間に位置する字形といえよう。このように、漢字自体が非常に複雑な作りをしている場合、伝承の間に誤写が起りやすくなるのは当然であり、⑤も三者のいずれか、あるいは複数に誤写の疑いが強いと考えられる。

#### 4. 6 結論

以上より、『十卷本』と『小徐本』とで異なる字形のものうち、『小徐本』と『大徐本』が一致するものが該当数も多く、その校訂内容も他に比べて大きいといえることができる。ここから、張次立は『小徐本』を『大徐本』と一致するように校訂したという推論は、大筋認められることと考える。また、逆にこの結果によって、原本『小徐本』と『大徐本』の間には、字形の異なる文字が存在していたと考えられる。このことから、徐鍇が参照した『説文』は、徐鉉が参照したものと異なる系統のものであったと推測される。二徐の書には説解の異同や部首の配列が異なる部分があり、依拠した写本の系統が異なっていたという説があるが（坂内1994：159～160）、今回の調査によって、親字についても異なっていたことが明らかになり、この説を裏付けることができたといえよう<sup>35)</sup>。

## 5. 『小徐本』校訂の背景

前章で明らかになったように、『十卷本』と『小徐本』とで字形が異なるものでは、『小徐本』が『大徐本』と一致することが多い。このことから、『小徐本』校訂の意図は、小篆の統一にあったと考えるのが自然であろう。ここでは、なぜ小篆を統一しなければならなかったのか、その理由を検討する。

### 5. 1 小篆の統一と国子監の石經

儒学においては、五經の解釈は正しい文字の認識が基本となるが、早くも後漢の頃には恣意的な文字分析が行われていた。許慎はこれを是正するために『説文』を編纂した(頼 1996: 65)。しかし、古文字に起源を持つものなど、『説文』の分析に必ずしも従わない字形がその後も継承され、唐代にもかなり通行していた。何より『説文』自体も、李陽冰の改定などを経て、唐代には各本によって字形が異なっていた<sup>36)</sup>。このため、改めて小篆の字形を統一することが必要になったと考えられる。しかし、宋代では当然のことながら、小篆は既に実用的に用いられる字体ではなく、専ら楷書体が通行していた。許慎以降、小篆の統一が一度も行われなかったのは、六朝期や隋・唐代では、小篆の字形に異同があっても一向に問題にはならなかったからであろう<sup>37)</sup>。では、なぜ宋代に至って小篆の字形を統一しなければならなくなったのか。いくつか考えられる理由のうち最も重要であると思われるものの一つに、科挙との関連がある。

周知のように、宋朝は徹底した文治主義を標榜し、郷試・州試・省試・殿試から成る科挙は、官僚主義の根本を支える制度であった。四代仁宗は国子監の庭に科挙の出題範囲であった十三經の石經を建てるよう命じたが、実はこの石經に用いられた書体が小篆なのである<sup>38)</sup>。科挙に出題される以上、正字で記された十三經でなくてはならないのは道理であろう。ここに、異体字が通行していた小篆を統一し、正字を定める必要性が生じたのである。そし

て、この石経を書いた人こそが、張次立なのである（注3参照）。

石経が実際にどのような字形で刻されていたかは、現在、「北宋嘉祐石経周禮禮記殘石」<sup>39)</sup>によって、その一部を参照することができる。拓本の数はそれほど多くなく、不鮮明な部分も少なくないが、可能な限り参照すると、この拓本中に含まれる文字はほとんどが『大徐本』と一致していることが確認できる。以下、【表7】に石経の典型例を提示するので、【表3】で示した構成要素としての「力」や、【表6】で典型例として掲げた「六」、「而」と比較されたい。

【表7】	嘉祐石経	
力(加)	六	而
		

ここから、残りの石経の部分も、さらに全文字で確認調査が必要ではあるが、基本的には『大徐本』に一致していた可能性が高いと思われる。このことは、『大徐本』が宋朝の勅撰字書であることを考えれば、極めて自然なこととして受け入れられるであろう。すなわち、『大徐本』の字形を以て、小篆の正字と定めたと推測されるのである。このことを考えると、張次立はなぜ『大徐本』と一致するように『小徐本』の字形を改めたのか、その目的も察しがつく。おそらく、宋朝の敵対国であった南唐の『小徐本』を校訂し、宋朝に従う書物としたかったのでであろう。『大徐本』とは異なり、各文字に傳が記されている『小徐本』の価値は、書に通じた張次立にとって非常に高いものであったと考えられ、その書を絶えることなく伝えていこうとしたのである。

## 5. 2 金石学の展開

前節で述べたように、『小徐本』の校訂は国子監の石経建立と関係があっ



たとえられる。しかし、その他にも、北宋の時代的特徴から、『小徐本』校訂の背景を探ってみることは可能であろう。そもそも、なぜ通行していない小篆を用いて石経を建立したのだろうか。これは、宋代のいわゆる新古典主義儒学思潮とも密接に関連していると思われるが、ここでは文字学の分野から考察していきたい。

北宋は小学が飛躍的に発展した時期であった。そのうち文字学においては、特に金石学の分野での進展が著しかった<sup>40)</sup>。昔の青銅器や石碑が出土することは無論宋代以前にもたびたびあったが<sup>41)</sup>、神秘的に考えられるだけで、その金石文を解読できる人物も極めて少なかった。しかし、宋代には青銅器を文化的資料として取り扱おうとする、いわば考古学的な研究が急に開始された(頼 1996: 388)。ただし、初期の研究は礼楽の道具を製作するのが目的であって、古代の文字には余り関心が払われなかったらしい。金石文そのものについての研究は、先行するものはいくつかあるが<sup>42)</sup>、本格的には、歐陽脩によってはじめて始められたといってよい。歐陽脩は金石の拓本を大量に収集して『集古録』一千巻にまとめ、それらの金文を随筆風に批評した『集古録跋尾』<sup>43)</sup>を著した。この『跋尾』の成立が嘉祐八(1063)年頃のことである<sup>44)</sup>。つまり、『小徐本』の校訂は金石学の勃興期に一致するのである。金石を解読するには、最初に金文を楷書に書き換えなければならないが、その手掛かりとなったのが『説文』である。つまり、『説文』は金石学において、最も基本となる工具書であった。小篆で書かれた『説文』の親字は、金文と字形が似ているものも少なくない。小篆を楷書化することにそれほど困難はなかったと考えられるから、小篆は金文と楷書とを繋ぐ役割を果たすことになる。このように、宋代には『説文』の利用が、金文の解読という分野で進められ、その有用性が再認識されたのである。とりわけ、各字に徐鍇の傳がかけられている『小徐本』は、『大徐本』に比べて、より有益であったことが想定される。その『小徐本』の字形が宋朝の正字に反しては都合が悪い。そのため、『小徐本』の校訂が行われたと考えることもできるのではないだろうか<sup>45)</sup>。

嘉祐年間頃には文字学は新たな段階を迎えた。すなわち、金石学の興隆によって『説文』の価値が再確認され、許慎以来行われたことのなかった小篆の字形の統一が試みられた。『小徐本』の校訂は、このような宋代の文字学の転換期の中に位置づけられるものであると考えられる<sup>46)</sup>。

## 6. おわりに

以上、十卷本『篆韻譜』が徐鍇の原本に近いことを手掛かりとして、『小徐本』の親字における張次立の校訂内容を調査し、その校訂が『大徐本』との整合をとるためであったことを明らかにした。また、校訂が行われたと考えられる時期の文字学の状況から、なぜ校訂が行われたのかについて考察してきた。今回の調査では部首字のみを取り扱ったが、調査範囲外であった文字の字形は勿論、説解部分など、張次立による『小徐本』の校訂の全貌は、まだ解明されたとはいえない。今後は小篆の調査字数を増やしていくとともに、説解部分についても比較していきたい。

### 注

- 1) 字は楚金。『宋史』卷四百四十一、文苑三に、「四歳而孤，母方教鉉，未暇及錯，能自知書。李景見其文，以爲祕書省正字，累官内史舍人，因鉉奉使入宋，憂懼而卒，年五十五」とある（引用は中華書局点校本に拠る）。徐鍇を小徐，兄の徐鉉（字は鼎臣）を大徐とよび，兄弟あわせて二徐とよばれる。
- 2) 『説文解字繫傳』は、「通釋」三十卷と「部鉉」二卷、「通論」三卷、「祛妄」，「類聚」，「錯綜」，「疑義」，「系述」各一卷の，合わせて四十卷からなる。本稿では以下，『説文解字繫傳』を『小徐本』，徐鉉が校定した『説文解字』を『大徐本』と記し，『説文解字』一般について述べるときは単に『説文』とよぶこととする。
- 3) 張次立については伝がなく明らかではないが，『玉海』卷四十三，「嘉祐石經」に，「（嘉祐六年）五月，以同篆石經，殿中丞張次立與堂除」とある（（ ）内引用者注）。また，『皇宋書録』（宋の董史による，宋代の書家に関する記事を集めたもので，上・中・下の三巻と外篇からなる）巻中にも，「會要云，嘉祐六年五月二十一日，詔同篆國子監石經，殿中丞張次立與堂除合入差遣，其篆石經月日理爲一任」（引用は叢書集成初編本に拠る）という記事があるため，嘉祐年間（1056～1063）の人であると考えられている。よって，『小徐本』校訂もおそらくはこ

の時期であろう。

- 4) 新附字とは、徐鉉が『説文』校定の際に補った、他の經典に見えて『説文』には記載のない字のことで、『大徐本』の各部末にまとめて出されている。よって、徐鉉の校定に先行する『小徐本』には、もともとは附されていないと考えられている。
- 5) 清朝の承培元は「説文解字繫傳校勘記」（祁寯藻本卷末）で、「疑此部敍兩篇，本非楚金所爲。乃次立等傳會繫傳之名而增竄」という。「部敍」における脱誤については、坂内1994：166～167を参照。
- 6) 『古今韻會舉要』は、元の熊忠が南宋の黃公紹の『古今韻會』（散佚本）を基に編纂したもので、三十巻からなる。本稿では景印文淵閣四庫全書本を用いた。以下、『韻會』と略称する。
- 7) 例えば、『韻會』巻二十，去声十一，「續」に，「説文，織餘也。一曰畫也」とあるが，「一曰畫也」は現行の『説文』には存在しない文言であるため，『説文解字注』十三篇上，糸部，「續」条では，『小徐本』の原本には存在していたものとして補っている。『韻會』が引用する『小徐本』については，頼1983：33～38に詳しい。なお，段注は經韻樓本を参照した。
- 8) 以下，『篆韻譜』と略称する。
- 9) このうち『五卷本』は早くから流布し，函海本や種善堂本など版本も多く存在するが，『十卷本』は早くから廃れ，長く日本にしか伝わらなかった影宋鈔本を，清朝の馮桂芬が刊刻した版本が伝わるのみである。
- 10) このような書物がなぜ必要とされたのが次に疑問となるが，これについては，筆者は宋代の文字学の発展と関連があると考えている。このことについては稿を改めて論じたい。なお他に，索引説の多い先行研究とは異なる見解を述べたものとして趙2002（『篆韻譜』は『説文』の簡略本であると主張）がある。
- 11) 以下，『篆韻譜』前序及び後序の引用は，『徐公文集』巻二十三（四部叢刊初編所収）に拠る。

(20)

- 12) 原文は以下の通り。「初韻譜既成，廣求餘本，孜孜讎校，頗有刊正。今復承詔校定説文，更與諸儒精加研覈。又得李舟所著切韻殊有補益」。
- 13) 李舟『切韻』は唐代に著された切韻系韻書だが，今日伝わらない。李舟については，小川 1980：419～421 に詳しい。
- 14) ちなみに，前序は『五卷本』と『十卷本』のいずれにも附されている。
- 15) 以下，『広韻』と略称する。
- 16) 王国維『觀堂集林』卷八，「李舟切韻考」（『王觀堂先生全集』所収）による。
- 17) 新修字とは，『説文』の序例や説解にみられるにもかかわらず，親字としては収められていなかったため，徐鉉が『説文』校定の際に補った文字のことで，全部で十九字ある。新附字（注4参照）との違いに留意されたい。
- 18) 『篆韻譜』の前序に，「舍弟楚金特善小學。因命取叔重所記，以切韻次之，聲韻區分，開卷可觀」とある。
- 19) 前述した徐鉉の後序には，「雍熙四年正月序」とある。
- 20) 小川氏のこの議論については，他にも大島正二氏が，逆に『広韻』が『五卷本』の韻目に従って編纂されたとしても，韻目の一致は同様に生ずるのではないかと疑問を呈されている（1997：200）。その他，『五卷本』と『広韻』に共通の祖本があった場合も，韻目は一致することになるであろう。
- 21) 小川説を退けた1990に先立つ工藤（吉田）1987では，『五卷本』の増訂には『広韻』の他に『大徐本』も用いられていたと主張され，小川説を補足訂正するに止まっていた。
- 22) 以下，版本については，倉石 1981，頼 1983：25～38に従って述べる。
- 23) 『説文解字注』一篇下，麴部，「麴」条。
- 24) 現在の『小徐本』卷二十五は，『大徐本』によって補ったものである（頼 1983：19）。

- 25) 「玄」は清聖祖康熙帝（玄燁）の忌み名である。『十卷本』の忌避字は玄の他に、燁・胤・禎・弘・顥・琰・旻・寧・淳の合わせて十字であり、いずれも清朝の忌避字である。このうち最も後代の忌避字が穆宗同治帝（載淳）の「淳」であり、馮桂芬の『十卷本』の刊刻が同治六（1867）年であることから、おそらくは馮桂芬が刊刻の際に忌避したものであろうと思われる。
- 26) 同・135頁で、宋代では、「皀」字を『説文』の字形解釈に従い、「白」と「匕」を組み合わせた小篆に作ると指摘している。このように、字形と字解との整合性を求めるのは宋代の特徴といえる。
- 27) 『説文二徐箋異』は清朝の田吳炤による、『小徐本』と『大徐本』とを比較研究した著作である。以下、『箋異』と略称する。
- 28) 工藤氏の調査によれば、この十三字では、『十卷本』と『小徐本』とが一致する。なお、この調査と【表4】の数値とでは齟齬が生じているが、このことについては後述する。
- 29) 『十卷本』上声巧、『小徐本』卷二十八、『大徐本』卷十四下
- 30) 『十卷本』下平庚、『小徐本』卷十七、『大徐本』卷九上
- 31) 李陽冰は唐代の篆書の大家で、『説文』を改定したことが知られている。親字の字体については、それまでの懸針体（篆書の書体の名称で、ほっそりと鋭い特徴を持つ）から玉箸体（現行の『説文』の書体）に改めた。
- 32) ちなみに、『大徐本』の字形は、「𠄎」（卷八下）の小篆と対称的である。「𠄎」の説解には「从反欠」とあり、ここにも字形と字解の整合性を見ることができる。
- 33) 他に、平津館本と祁寯藻本においても、『箋異』では指摘されていない字形の相違例も若干ながら存在する。「𠄎」（『小徐本』卷六、『大徐本』卷三下、「卜」部）など。
- 34) なお、『箋異』で指摘されている十三字の字形も『十卷本』と『小徐本』とが一致し、『大徐本』が異なっているが、このうち多くは古文

であり、異体字といえるほど両者の字形は異なっている。おそらくは古文の別字なのであろう。張次立はこれを差し替えずに、そのまま保存したと考えられる。

- 35) なお、唐抄本口部残卷『説文』には『大徐本』と配列の異なる部分（「嘮」）があるが、この箇所は『小徐本』の配列と一致する。あるいは、『小徐本』が依拠したのは口部残卷の流れを汲む系統のものであったのだろう。
- 36) 『小徐本』と『大徐本』との異同も、このことによって生じたと考えられる。なお、以上のことは高久 1999 で詳論されている。
- 37) ただし、字形自体に関心がなかったわけではない。唐代に行われた文字に関する言論は、専ら楷書についてである。『干祿字書』、『五經文字』や『新加九經字樣』などがその例である。施 1982 に詳しい。
- 38) 『玉海』卷四十三、「嘉祐石經」に、「仁宗命國子監，取易、書、周禮、禮記、春秋、孝經為篆隸二體，刻石兩楹」とあり、石經が小篆と隸書（楷書）とによって刻されたことが分かる（本稿の『玉海』の引用は景印文淵閣四庫全書本に拠る）。なお、小篆は張次立の他、名手といわれた章友直らが書き、また隸書は虞世南の書法に基づいているという。西林 1999：42～43 を参照。
- 39) 本稿では吉石庵叢書三集（景上虞羅氏藏拓本，いま羅雪堂先生全集初編所収のもの）に拠った。
- 40) 以下、宋代の金石学については主に阿辻 1997 に従って述べる。
- 41) 代表的なものとして、唐代に発見された石鼓などがある。
- 42) 楊元明『皇祐三館古器図』など。また、古代文字の研究は、二徐の他に郭忠恕『汗簡』などがある。
- 43) 以下、『跋尾』と略称する。
- 44) 『跋尾』がいつ完成したのかについては、確定しにくい点がある。しかし、『集古録』自体も嘉祐六（1061）年頃には完成したと思われ、嘉祐年間前後に金石学が飛躍的な発展を遂げたことは間違いないと考

えられる。『跋尾』の成立時期に関しては、大野 1985: 144 ~ 145 で詳論されている。

- 45) なお、宋代の勅撰字書『類篇』(1066年成立)の楷書体は、小篆を忠実に楷書化している。これは、金石学の勃興による小篆の考え方の変化、つまり、宋代の士大夫が、小篆が文字の原型であるとし、それより前の時代以上に小篆を重視し始めたことと関連していると思われる。このことから、宋代の文字学は、楷書体のみを論じていた唐代よりも一歩進んでいるといえるだろう。
- 46) なお、文字学と密接な関連を持つ分野である、芸術としての書道においても、ほぼ同じ時期に転換期を迎えることは非常に興味深い。神田 1985: 189 ~ 192 に拠れば、宋・仁宗朝を境に北宋前期は伝統主義的精神が、後期は革新主義的精神が書法に見られるという。

#### 参考文献

- 阿辻哲次 1997 「『説文解字』と金石学」『泉屋博古館紀要』第13巻  
遠藤光暁 2001 「テキスト記述・祖本再構・編集史的内的再構—中国語音韻史資料の場合」『シリーズ言語態3書物の言語態』東京大学出版会  
大島正二 1997 『中国言語学史』汲古書院  
大野修作 1985 「歐陽脩『集古録跋尾』の成立とその書論」『東洋藝林論叢』(中田勇次郎先生頌壽記念論集)、平凡社  
小川環樹 1980 「説文篆韻譜と李舟切韻」『ビブリア』75号、天理圖書館報  
小川環樹 1981a 「中国の字書」『日本語の世界3 中国の漢字』中央公論社  
小川環樹 1981b 「説文解字篆韻譜」『説文解字篆韻譜・詳備碎金』(天理圖書館善本叢書漢籍之部第6巻解題)、八木書店  
小川環樹 1983 〈論「説文篆韻譜」部次問題——《李舟〈切韻〉考》质疑〉《語言研究》第1期、华中工学院中国語言研究所  
神田喜一郎 1985 『中國書道史』岩波書店  
工藤(吉田)早恵 1987 「『説文解字篆韻譜』伝本考」『中国語学』234号、中国語学研究会  
工藤早恵 1990 「十巻本『説文解字篆韻譜』について」『東京都立大学人文学報』  
工藤早恵 1991 「十巻本『説文解字篆韻譜』所據の切韻系韻書について」『中國文學研

- 究』第17期，早稲田大學中國文學會
- 工藤早恵 2002 「『説文韻譜校』補——十卷本との対比を通して——」『慶谷壽信教授記念中国語学論集』，好文出版
- 倉石武四郎 1981 「清朝小学史話」『漢字・日本語・中国語』（倉石武四郎著作集第2巻），くろしお出版（もと1942「漢学会雑誌」第10巻第3号所収）
- 坂内千里 1994 「『説文解字繫傳』の特徴についての考察（I）」『大阪大学言語文化研究』20巻
- 高久由美 1999 「『説文解字』祖本への接近（上）——小篆の字形を中心として——」『県立新潟女子短期大学研究紀要』第36集
- 西林昭一 1999 『書の文化史〈下〉』二玄社
- 福田襄之介 1979 『中國字書史の研究』明治書院
- 頼惟勤 1983（監修，説文会編）『説文入門』大修館書店
- 頼惟勤 1996 『中国古典を読むために』大修館書店
- 孔仲温 2002 〈宋代的文字學〉《孔仲温教授論學集》學生書局（もと1987《國文天地》所収）
- 施安昌 1982 〈唐代正字学考〉《故宮博物院院刊》第3期，文物出版社
- 張慶綿 1992 〈略述徐鍇《説文解字系傳》〉《辽宁大学学报（哲学社会科学版）》第113期
- 赵铮 2002 〈《说文》学著作丛考〉湖北大学学报（哲学社会科学版）第29巻第4期
- 周祖謨 1966 〈徐鍇的説文學〉《問学集》中華書局

#### 付記

本稿は2004年度，東京大学文学部に提出した卒業論文に加筆修正を施したものです。執筆にあたり，大西克也先生には懇切なご指導をいただきました。また，工藤早恵先生には有益なご助言を頂戴いたしました。心より御礼申し上げます。